

# 注 文 書

業務番号 2026000339

業務名 資配委令和8年度  
荒谷真山線館橋外添架管更新設計業務（古川）

業務場所 大崎市古川地域館地内外

業務期限 令和 8 年 9 月 30 日

## 添付書類

1. 特記仕様書
2. 位置図
3. 参考明細書

担当課：大崎市上下水道部上水道施設課

# 配水管更新設計業務特記仕様書

## 第1章 総 則

- 第1条 本業務は総て大崎市契約規則，設計図書，共通仕様書（宮城県土木工事委託編）によるほか，本特記仕様書によるものとする。
- 第2条 共通仕様書と特記仕様書の内容が重複または相違する場合は，特記仕様書を優先するものとする。
- 第3条 業務の検査などに伴う必要な費用は，仕様書に明記のないのもであっても，原則として受託者の負担とする。
- 第4条 受託者は業務の実施にあたり，関連する法令などを遵守しなければならない。また，常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。
- 第5条 受託者は，業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 第6条 本業務において必要な証明書の交付及び申請は受託者が行う。
- 第7条 仕様書に定める事項について疑義を生じた場合，または仕様書に定めのない場合は，協議の上，これを定める。

## 第2章 調 査

- 第8条 本業務に必要な対象地域の踏査を行い，計画箇所を十分に把握しなければならない。
- 第9条 業務上必要な資料，地下埋設物及びその他の支障物件（電柱・架空線等）については，関係官公署，企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。
- 第10条 受託者は，調査設計等作業に必要な渉外事務を行わなければならない。ただし，受託者の責任において解決できない場合は調査職員と協議すること。なお渉外事務の記録は詳細に明記し，随時報告するとともに業務完了時に提出しなければならない。

## 第3章 設 計

- 第11条 水需要者や通行者への影響を最小限に抑え，円滑に施工できるよう設計しなければならない。また，配水管の布設工法・既設管の接合・給水管分水替・断水工法等を経済的合理的に設計しなければならない。
- 第12条 設計にあたっては，発注者の指定する図書及び下記の図書に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合はあらかじめ調査職員の承諾を受けなければならない。また，文献その他の資料を引用した場合には，その文献・資料名を明記しなければならない。
- (1) 水道施設設計指針（日本水道協会）
  - (2) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
  - (3) 水道工事標準仕様書（日本水道協会）
  - (4) 土木設計マニュアル（宮城県土木部）
  - (5) 道路構造令・同解説と運用（国土交通省）
- 第13条 業務に必要な水道事業計画図書，土質調査書，測量成果書，在来管資料，道路台帳，地下埋設物調査等の資料については，所定の手続きによって貸与する。
- 第14条 構造計算・仮設計算にあたっては調査職員と十分な打合せのうえ，計算方針を確認して行わなければならない。
- 第15条 業務計画書の作成にあたっては，工程表，施工方法，概算工事費，仮設図等，工事の施工上必要な事項について調査職員と協議のうえ提出しなければならない。

## 第4章 照 査

- 第16条 受託者は，業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用して十分な比較を行うことにより業務の高い質を確保することに努めるとともに，さらに審査の実施を行い設計図書に誤りがないよう努めなければならない。
- 第17条 受託者は遺漏なき審査を実施するため，相当な技術経験を有する審査員を配置しなければならない。

第18条 受託者は設計全般にあたり、以下に示す事項について審査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認方法について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画（構造計算・仮設計画等）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書・数量計算書等）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

## 第5章 提出図書

第19条 提出図書は調査職員と協議のうえ、次項の中から提出しなければならない。

### (1) 実施設計関係の提出図書

図 書 名	縮 尺	形状・寸法・提出部数	摘 要
1) 位置図	1/10,000～1/30,000	原図一式写し一部	A4ファイル綴込み
2) 計画平面図	1/250～1/500		
3) 管割図	Free		
4) 横断面図	1/50～1/100		
5) 仮設図	1/10～1/100		
6) 構造計算書			
7) 数量計算書			
8) 業務計画書			
9) 占用申請図	1/250～1/500		
10) 保安施設図	1/250～1/500		
11) 縮小図		A3版	
12) CADデータ		JWW (ファイル形式)	C D

### (2) その他の資料

図 書 名	形状・寸法・提出部数	摘 要
1) 調査、渉外関係記録一覧表	原図一式写し一部	A4ファイル綴込み
2) 埋設物調査資料		
3) 在来管調査資料		
4) その他打合せ、申請等に関する資料		

(3) 受託者は原則として3年間、提出図書の原稿を保管しなければならない。

## 第6章 暴力団等の排除について

第20条 本業務における下請負・資材調達は、大崎市内の企業を活用することを原則とする。

第21条 この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

第22条 本市から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託させた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

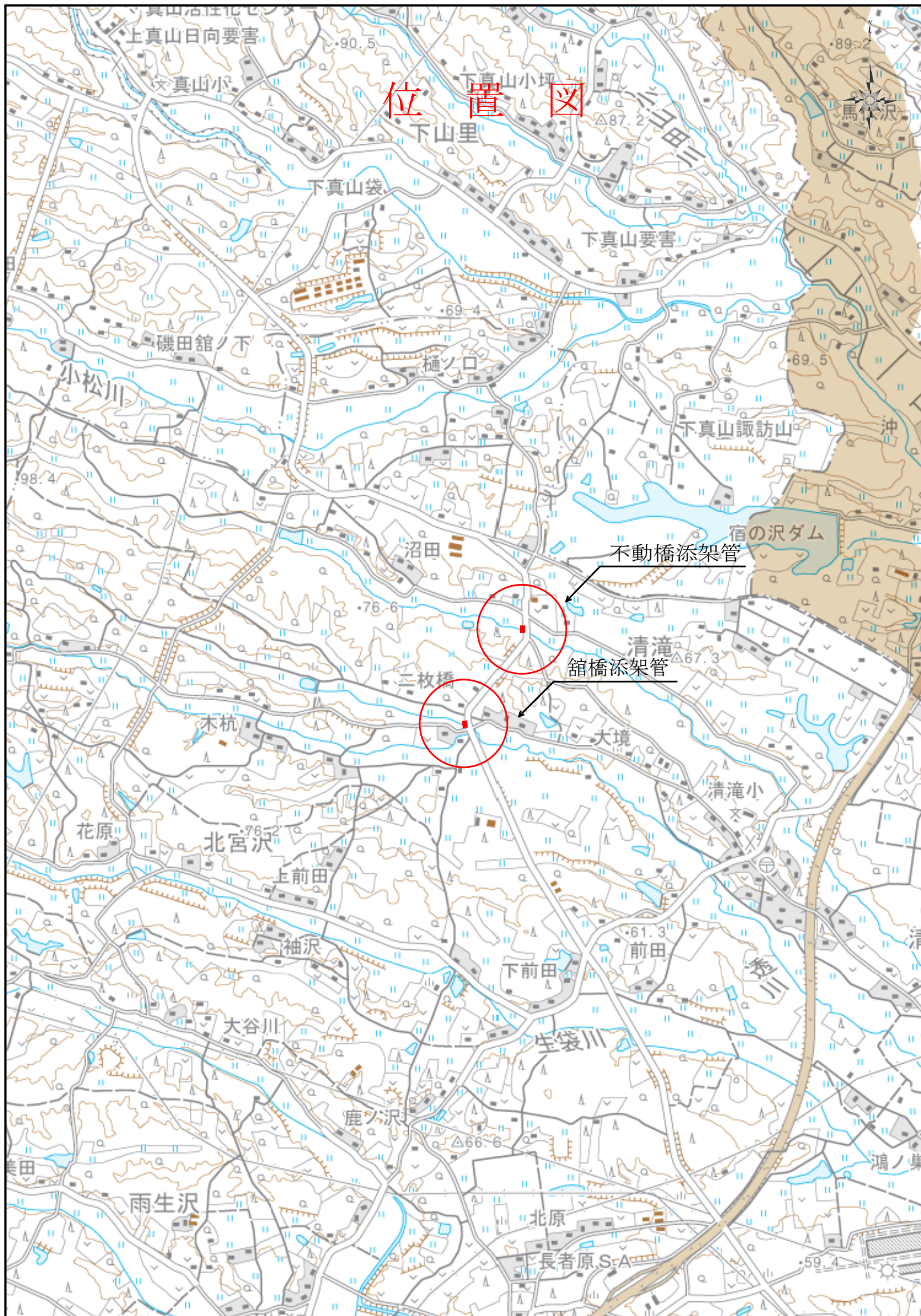
第23条 この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等からの不当要求又は妨害を受けたときは、同様の処置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

## 第7章 その他

第24条 業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

# 位置図





## 委託費内訳表

費目	業務種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
設計業務							
	直接原価						
		直人接 人件費					
		設計協議	業務	1.0			第1号明細表
		水管橋 詳細設計	業務	2.0			第2号・第3号 明細表
		直接経費					
		電子成果品 作成費	式	1.0			
		旅費交通費	日	6.0			第1号単価表
	その他原価		式	1.0			
	業務原価						
	一般管理費等		式	1.0			
	業務価格						
	消費税 相当額						
委託費							

(宮城県大崎市)



第2号

明 細 表

水管橋詳細設計

(館橋 L=20m, 添架形式)

種 別	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
現 地 調 査						
関係機関との 協議資料作成						
設 計 図						
数 量 計 算						
照 査						
報 告 書 作 成						
補正対象外計 (人)						
補正対象計 (人)						
合 計 (人)						
補 正	※補正対象(人)× 補正率+補正対象 外(人)					
単 価						
金 額						
直接人件費計						

補正率          橋長補正          基本設計なし補正          添架形式補正

$$= ( \quad + \quad ) \times$$

第3号

明細表

水管橋詳細設計

(不動橋 L=20m, 添架形式)

種 別	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
現 地 調 査						
関係機関との 協議資料作成						
設 計 図						
数 量 計 算						
照 査						
報 告 書 作 成						
補正対象外計 (人)						
補正対象計 (人)						
合 計 (人)						
補 正	※補正対象(人)× 補正率+補正対象 外(人)					
単 価						
金 額						
直接人件費計						

補正率                  橋長補正                  基本設計なし補正                  添架形式補正

= (                  +                  ) ×



